日本電気協会
原子力規格委員会
規格作成手引き

平成 25 年 4 月 1 日

一般社団法人　日本電気協会

原子力規格委員会

規格作成手引き　改定来歴

制･改定	日付	主な内容
制定	H19.12.5	「規格策定基本方針」から分離して制定
1次改定	H20.9.30	･添付 2-1「電気技術規程･電気技術指針について」の全面見直し
2次改定	H20.12.19	・目次の頁について，誤記訂正及び添付への頁数追加 ・日本電気協会表章（JEAロゴマーク）に関する記載を実態と整合化 ・規程･指針の大きさに関する記載部の実態との整合化
3次改定	H21.9.15	･3.1.7(4)項に「附属書(規定)」「附属書(参考)」追加 ･3.1.7(5)項を JISZ8301-2008 年版と整合をとり「規定を表す言葉の表現形式」（文章末尾表現）など用語を見直すとともに，例示の記載は削除 ･添付 5「文章･用語等の書き表し方」8.文章の末尾の意味の表の末尾に使う語句の例等の記載内容を JISZ8301-2008 年版と整合をとり見直し
4次改定	H21.12.16	･添付 2-2「免責事項」欄記載見直し/「･･･特許権及び著作権<u>等の知的財産権</u>の有効性を判断する責任も，それらの利用によって生じた<u>知的財産権</u>~~特許権や著作権~~の侵害･･･」 ･添付 2-2「免責事項」「著作権」の英文記載内容の適切化/「･･The Committee was composed of individuals ~~who were~~ competent ~~or~~ <u>and</u> interested in the subject and elected,・・・」等
5 次改定	H24.3.14	･改定来歴を追加
6 次改定	H25.4.1	･日本電気協会の一般社団法人移行（H25.4.1 付）に伴う名称変更 社団法人 日本電気協会→一般社団法人 日本電気協会

目次

１．目的と適用範囲 1
２．基本的要求事項 1
３．様式 1
　３．１　記載事項 1
　　３．１．１　表紙等 1
　　３．１．２　前書き 1
　　３．１．３　序文 1
　　３．１．４　使用されている単位，記号等の説明の記載 2
　　３．１．５　委員名簿 2
　　３．１．６　規程･指針の説明文及び免責条項等について 2
　　３．１．７　規程・指針の本文の記載方法 2
４．規格作成要領 3
　４．１　文章の書き表し方 3
　４．２　規格の構成について 3
　４．３　図,表,グラフ,写真類について 3
　４．４　空白の取りかた 3
　４．５　数式の記載方法 3
　４．６　ゴシック体の使用 3
　４．７　文章の頭出し 3
　４．８　他の規格の引用 3
　４．９　箇条書きの表記 4
　４．１０　文章が(　)で終わるときの表記 4
　４．１１　文章の行変え 4
　４．１２　「注」･「備考」の使用方法 4
　４．１３　二重かっこの使い方 5
　４．１４　用語の使用制限 5
　４．１５　提出原稿に関する注意事項 5
添付1　表表紙，背表紙 6
添付2－1　電気技術規程･電気技術指針について 7
添付2－2　免責事項，著作権 9
添付3　数式の表記方法 11
添付4　アルファベット文字の「直立体･斜体」の使用区別 12
　１．直立体を使用する場合 12
　２．斜体を使用する場合 12
　３．数字は，すべて直立体 12

４．使用例の実際……12
添付5　文章･用語等の書き表し方 ……13
１．使用漢字……13
２．送り仮名……13
３．漢字を使わない接続詞，使う接続詞等 ……14
４．数字 ……14
５．用語が常用漢字にないもの ……14
６．限定，接続詞の使用方法……14
７．記述記号の使い方（例） ……15
８．文章の末尾の意味 ……16
添付6　外来語の表記 ……17
添付7　文章のレイアウトサンプル等 ……19
添付8　その他，避けたい文章表現の例 ……21

１．目的と適用範囲

本手引きの目的は，規格を作成するにあたってその合理的方法を示し，また，規格の体裁を明確化，統一化して読みやすくすることにある。本手引きは，各種規格策定のための委員会に所属する委員が規格を作成する場合に用いるべき手引きであり，その形式及び体裁は，別に指定されない限り，一般社団法人日本電気協会発行の規格の例に従う。

２．基本的要求事項

以下の基本的事項を有していること。

(1) 実行可能であること
(2) 明確であること
(3) 現実的であること
(4) 権威があること
(5) 完成していること
(6) 判りやすいこと
(7) 整合性があること
(8) 広すぎないこと

３．様式

３．１　記載事項

３．１．１　表紙等

(1) 規程・指針の表表紙及び背表紙の書式は，添付１のとおりとする。
(2) 規程・指針の表表紙の裏には，制定・改定の経緯（年月日）を記す。また，「最新版は一般社団法人日本電気協会ホームページで確認できます。」を注記する。
(3) 規程・指針の表表紙，背表紙，裏表紙などの目につきやすい箇所に日本電気協会表章（ＪＥＡロゴマーク）を入れる。
(4) 規程・指針の大きさは，Ａ４版を原則とする。ただし，取扱いやすさ等を考慮し別サイズ版とすることができる。
(5) 規程・指針の整理番号の後に付する制定年または改定年は，原子力規格委員会の審議終了の西暦年号とする。

３．１．２　前書き

原子力規格委員会の目的，活動方針等の位置付けを記載し，執筆者は原子力規格委員会の委員長とする。

３．１．３　序文

(1) 序文を掲載する場合は，その執筆者は原子力規格委員会の審議終了日に在職する分科会の分科会長を原則とする。

ただし，審議終了日から発行日までの間に人事異動等の変更があった場合には，後任の分科会長としても良い。

(2) 掲載する年月は，原則として執筆者より原稿を頂いた年月とするが，発刊までの間が長くなった場合は，発刊直近の年月も可能とする。

(3) 規程・指針の制定経緯，制定目的，改定経緯等の説明を記載する。

３．１．４　使用されている単位，記号等の説明の記載

規程･指針には，ＳＩ単位を使用するものとするが，必要に応じて，使われている単位の名称，その記号等を掲載する。

３．１．５　委員名簿

(1) 委員名簿は，制定または改定審議に関与した原子力規格委員会，分科会，検討会等委員，参加者等について掲載するものとし，原則として，原子力規格委員会の審議終了日の時点における委員，参加者を掲載する。

ただし，規程・指針の制定および改定審議に携わった委員，参加者で人事異動等で交代した場合は，旧委員・旧参加等として当該委員会名簿の末尾に掲載する。

(2) 事務局名簿は，当該規程・指針に携わった者（原子力規格委員会担当者，関係技術部員等）を掲載する。

３．１．６　規程･指針の説明文及び免責条項等について

規程･指針の位置付けに関する説明文，免責条項，著作権に関する記載を明瞭にまとめ，わかりやすいところに掲載する。

英文規格の場合にも免責条項，著作権に関する記載を行う。

(規程･指針の位置付けに関する説明文に関する記載について添付 2-1 に，免責条項と著作権に関する記載について添付2-2 に示す。)

３．１．７　規程・指針の本文の記載方法

(1) 用字，用語，記述符号等は，JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に準拠すること。

(2) 適用範囲を明らかにし，法規制との関連を明示すること。

(3) 記述は，わかりやすく表現した具体的なものとし，解釈による相違の余地を少なくするように努めること。また，必要に応じて解説を設ける。

(4) 要求事項は規格本文のみで網羅され，解説には要求事項の必要性，背景，言葉の解釈などを記載する。また，規格本文中の要求事項は参考や解説がなくても理解，履行できるような記載とすること。ただし，必要に応じて，要求事項を「附属書(規定)」の形で，又は参考情報を「附属書(参考)」の形で記載する構成としてもよい。

(5) 規定を表す言葉の表現形式（文章末尾表現）は，添付 5「文章・用語等の書き表し方」8.「文章の末尾の意味」に基づき，意味の区別ごとの適切な語句を使用すること。

(6) 例示については，例として本文中に記載してもよい。

(7) 制定及び改定において引用した文献・資料のある場合は，文中又は当該章の文末に明示すること。特に，引用の量が相当量の場合には，著作権，出版権に係る許諾を得る必要があるので，著作権者，出版権者の承諾を得ておくこと。

(8) 制定及び改定において使用した資料で使用者の便に供すると思われる資料は，必要に応じ

て本文の後に参考資料として添付する。ただし，この場合にも著作権，出版権に係る許諾を得る必要があるので，著作権者，出版権者の承諾を得ておくこと。

４．規格作成要領

規格の作成に対して，注意すべき事項は以下のとおりとする。

４．１　文章の書き表し方

(1) 添付５の「文章・用語等の書き表し方」を参照のこと。

(2) 日本電気協会の規程・指針では，読点の“、”は使わず，カンマ“，”を使用する。

(3) 一つの文章は，極力短くする。（接続詞で長く続けると意味不明になりやすい。）

(4) 一つの文章の中で，“又は”・“若しくは”，“及び”・“並びに”の用語を多数回使用しないこと。（一読では理解できないことが多く，誤読の可能性もある。）

また，この用語の前後の言葉は，必ず対比できる表現にする。

４．２　規格の構成について

規程・指針の本文，解説，備考，注，参考の区別を明確にする。

４．３　図,表,グラフ,写真類について

(1) 表は,枠や罫線による区分けが明確であること。

(2) グラフの縦軸の説明は,横書きにしない。

(3) 図,表には番号及び題名をつけ,題名は,表は上部,図は下部に記載する。

(4) 表中の単位の説明は,

ａ．表に欄外記載するときは，右肩に“(単位　ｃｍ)”のように表記する。

ｂ．表の中に記載するときは，当該欄内に“(単位　ｃｍ)”のように表記する。

(5) 表中の無記入の欄は,“－”を記入し空欄としない。

４．４　空白の取りかた

図,表,解説,写真,グラフ,数式の部分は,上下１行分，空白とする。

４．５　数式の記載方法

(1) 数式については，専門家でない人でも判読できること。

(2) 数式では，量記号，添字，変数，を明確に区別できるよう表記すること。

(3) 添付３の「数式の表記方法」を参照のこと。

４．６　ゴシック体の使用

その章，条の表題部分や引用規格の表記部分に使用することを基本とする

４．７　文章の頭出し

各条項の冒頭の部分は，一文字空白にする。

４．８　他の規格の引用

(1) ゴシック表記とする(可能であれば区別する)。

○ＪＩＳを引用する時の表記

・“ JIS Z 8301 規格票の様式 ”とする。

・“ 電気学会 電気規格調査会標準規格 JEC-37 誘動機 ”の“ 電気学会 電気規格調

査会標準規格”の文字を，多数羅列することになる場合（箇条書き以外）には，最初のみ記載し後は省略する。

○ＪＩＳ以外の規格の引用の表記：

・略記するときは，分かり易い所に略記前と略記後の表記を一覧表で記載する。

・文章中に“ 日本電機工業会規格（以下「JEMA」という。）”のような表記は避ける。(後ろのページに略記形が出てきた場合は，わかりずらいため。)

○引用規格の年号：規格の年号を表記すること。

(2) 引用については，法令で使用している用語は，原文のまま引用する。

それ以外は，ＪＩＳ等の用語に基づいて統一する。

そのため，一つの資料で表記が異なる場合がある。

例：「ボイラ」　：火力技術基準

「ボイラー」：ＪＩＳ等

４．９　箇条書きの表記

(1) 名詞で終わる場合,句点“。”を使わない。

(2) 文章で終わる場合,句点“。”を使う。

(3) 箇条書きの語尾は,可能な限り表現を統一する。

(4) 箇条書きが多数の場合は,番号を付す。

例：1.○○○○ものとする。

2.○○○○場合

3.○○○○をすること。　　→　語尾の表記は可能な限り統一する。

4.○○○○のもの

5.○○○○の設置

４．１０　文章が(　)で終わるときの表記

(1)（　）内が文章の終わりの部分をすぐ説明するとき。　“○○○（○○○。）。”

(2)（　）内が前の文章や文脈全体の説明のときに使う。　“○○○。（○○○。）”

(3)×××の部分が簡単な語句の時に，句点を省略。　　“○○○（×××）。”

４．１１　文章の行変え

(1)「なお」の場合は，行を変える。

(2)「したがって,」,「ただし,」,「また」の場合は，行を変えない。

（文末に位置し，次行の冒頭と分割される場合には，行を変えても良い。）

４．１２　「注」･「備考」の使用方法

(1)「注」,「備考」が一個の場合

（注）○○○○　　（備考）○○○○

(2)「注」,「備考」が複数の場合

ａ.　　（注）１．○○○○　　（備考）１．○○○○

２．○○○○　　２．○○○○

ｂ．※印，＊印を使い，箇所を指定している場合

（注）※１：○○○○
※２：○○○○

c．一つの「注」「備考」の中に，箇条書きで多数の記載がある場合
（例．Aは，極力使用しない。）

例A

（注）1．・○○○○
・○○○○
・○○○○
・○○○○
・○○○○

→

例B

（注）1．1○○○○
2○○○○
3○○○○
2．1○○○○
2○○○○

or

例C

（注）1．○○○○
2．○○○○
3．○○○○
4．○○○○
5．○○○○
（好ましい）

４．１３　二重かっこの使い方

（　）の中に同じ（　）を使用しない。

使用例　　：○○○〔○○○（△△△）○○○〕○○○。
○○○〔○○○（△△△。）○○○。〕○○○
○○○「○○○『△△△』○○○」○○○。

使用不可の例：○○○（○○○（△△△）○○○）○○○。
○○○（○○○（△△△。）○○○。）○○○。

４．１４　用語の使用制限

身体的な障害等に関する表現を使った用語は使用しない。

４．１５　提出原稿に関する注意事項

(1) 原稿をまとめた検討会において使用する原稿自身が鮮明なものであると同時に，原子力規格委員会・各分科会における審議においても，極力鮮明なものを使用し，コピーにコピーを重ねないこと。

(2) 図，表，グラフ，写真等のトレースできないものについては，出版担当者へ渡す原稿に，鮮明な原本を提出できること。

(3) 印刷物にするときには，アルファベット等は，イタリック体と立体の区別をするので，特に，数式の記述では注意する。

(4) 数式をワープロで記述するときには，ワープロ活字の都合で特に判読不能となりやすいので，状況によっては，手書きとする。

(5) トレース不能なグラフ等は,そのまま写真に撮れる鮮明な原本を提供できること。

(6) 写真は可能な限り，白黒の写真を提供すること(カラー可)。ネガは不要。

電気技術規程・電気技術指針の表表紙，背表紙

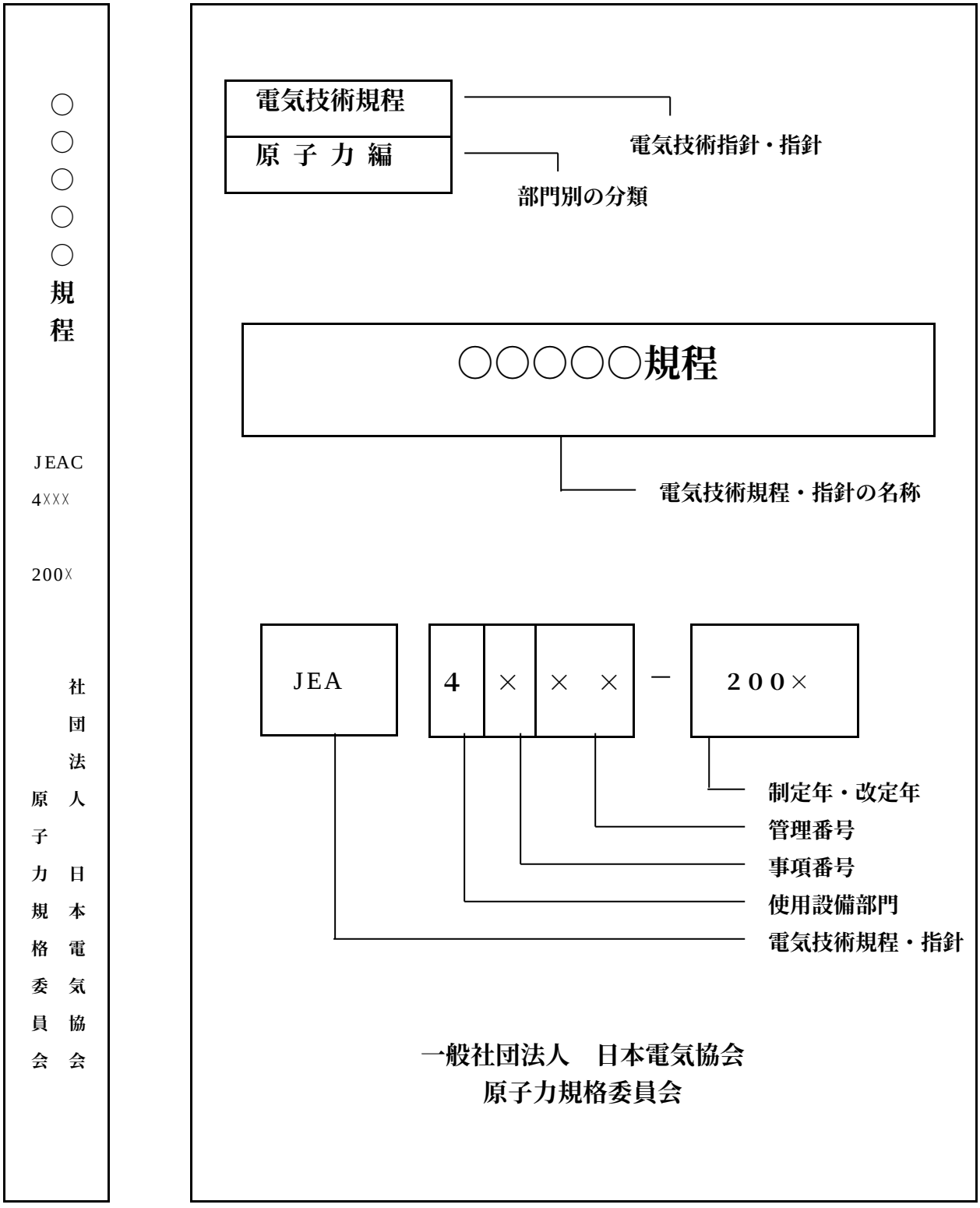

↑
表記可能な場合のみ

添付1　表表紙，背表紙

電気技術規程・電気技術指針について

〔自主保安と民間規格について〕

電気工作物の保安確保は，電気工作物設置者の自己責任に基づく自主保安が基本です。

電気事業法に基づく技術基準は，公共の安全を確保し，環境の保全を図ることを目的にした，電気工作物の工事，維持及び運用の基準ですが，保安確保に関しては，法令が必要とする最小限の技術的要件を定めたものであることを理解する必要があります。そのため，技術基準では規定していない，電気工作物の工事，維持，運用の技術的細目や品質管理に係わる事項，また，材料，設計，施工，検査等の技術的細目などについては，実態上，民間の自主保安に委ねられることになります。したがって，技術革新等による最新の知見を反映し，技術的な細部を定めた民間規格があれば，国の技術基準と一体をなして運用されることにより，電気工作物のより一層の安全性の向上が期待されます。

また，民間規格には，最新の技術的知見を迅速に反映し，技術の標準化を促すとともに，国際標準との整合性を図ることにより,貿易に係る技術的障害を排除し,産業の発展及び国際貿易の促進に貢献することが期待されています。

電気技術規程・電気技術指針は，このような背景と必要性に基づき自主的に制定された民間規格です。これらは，技術基準や技術基準の解釈等の規定を踏まえ，その規定内容を解説するとともに，民間規格として必要な事項を補足，補完するなどにより，技術基準を遵守することはもちろんのこと，法令では明記されていない自主的規定や，必要に応じて電気事業法以外の法令の規定に関する事項を含めるなどにより，保安確保に万全を期すことができるよう努めています。

また，これら民間規格は，これを制定した委員会から技術基準の解釈等への引用要請を行うことにより，法令等に活用されることがあり，原子力分野については，国が技術的な妥当性を評価したうえで規制に活用することがあります。

〔電気技術規程，電気技術指針の区分について〕

「電気技術規程」は，工事規程，維持規程，検査規程等に細分され，それぞれの内容と性格に応じ規定事項の要求レベル（義務，勧告，推奨等）を明示し，運用に当たっての利便性なども考慮したものとなるように努めています。さらに，原子力分野については，守るべき判定基準を含むものとしています。

したがって，「電気技術規程」の内容はおおよそ次のようなものとして制定しています。

① 難解な表現となっているもの又は立法技術の点から抽象的な表現となっている技術基準の条項について，法令の記述形式にとらわれず，法令に定められている主旨を汲みとり，わかり易く表現した具体的なもの

② 新技術の開発，新製品の出現，社会情勢の変遷等により，技術基準の解釈に記述されていない方法により施設する場合や新しい資機材を使用して施設する場合に，それらが省令の技術基準を満足し「民間の自己責任としての運用」ができるようなもの

③ 技術基準の解釈等に明記されていない補足，補完的事項を記したもの

④ 運転，保守，工事，検査の際に参考となるもの

⑤ 原子力分野については，性能規定化された技術基準の具体的な仕様や実施方法を示す規定とし

て，規制に活用されるもの

これに対し，「電気技術指針」は，今後，改良が期待される新技術に関することや保安上「規程」として制定することが必要と考えられるが研究開発課題である事項等，一律に定めることが困難又は不適当な数多くの事項がある場合の技術的内容を取り扱っています。
例えば次のような場合があげられます。

① 新技術に関する事項で「規程」とするためには諸外国の例を含めて実績，実例が数　少ない場合
② 保安上必要な事項であるが，その方法，対策等について学説，方法論が必ずしも確立していないため，広く一般に適用するものとして「規程」とすることが困難な場合
③ 未解決，未確定な研究開発課題が含まれる事項がある場合
④ 社会情勢が急激に変化し，「規程」とすることが必ずしも適当でない場合

このように，大綱的には遵守すべき事項ではありますが，その方法，施策等について直ちに規程として運用するには至っていないと考えられる事項等について，「電気技術指針」として取りまとめています。

なお，「電気技術指針」は原則的には「電気技術規程」に準じて遵守されることが望ましいのですが，次の事項に留意して運用することが必要です。

① 実際の適用に当たって技術の進歩を阻害することのないように解釈すべきであること。
② 内容を十分理解して，設計，施工等に際して誤りの無いようにすること。
③ 指針に記載されていない事項，方法等であっても，それが保安上適切なものである場合は採用できること。

〔規程・指針の制定・改定について〕

電気技術規程・電気技術指針は，常に更新されるべき生きた民間規格です。技術の進歩や社会情勢の変遷に応じて，適宜改定しています。

電気技術規程・電気技術指針は，関係各分野の多数の権威者の方々が参加され，多大な労力と時間をかけて慎重審議の結果，電気工作物の保安確保のために必要と認めた事項を取りまとめたものです。したがって，誰もが，これら規程・指針を尊重することによって，安全性の高い電気工作物が施設され，維持されることになります。

これら電気技術規程・電気技術指針は，わが国の電気技術の成果の一つであるとともに，電気保安に携わっておられる方々のための民間規格です。これら規程・指針の内容についてのご意見・ご要望がありましたら，日本電気協会技術部にお申し出ください。

（参考）

電気技術規程・電気技術指針は，次の略称を使用しています。

・電気技術規程：ＪＥＡＣ　(Japan Electric Association Code)
・電気技術指針：ＪＥＡＧ　(Japan Electric Association Guide)

添付2－2　免責事項，著作権

免責事項

この規格は，審査の公正，中立，透明性を確保することを基本方針とした原子力規格委員会規約に従って，所属業種のバランスに配慮して選出された委員で構成された委員会にて，専門知識及び関心を有する人々が参加できるように配慮しながら審議され，さらにその草案に対して産業界，学界，規制当局を含め広く社会から意見を求める公衆審査の手続きを経て制定されました。

原子力規格委員会は，この規格に関する説明責任を有しますが，この規格に基づく設備の建設，維持，廃止等の活動に起因する損害に対しては責任を有しません。また，この規格に関連して主張される特許権及び著作権等の知的財産権の有効性を判断する責任も，それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任もありません。そうした責任はすべてこの規格の利用者にあります。

なお，この規格の審議に規制当局，産業界の委員が参加していますが，このことはこの規格が規制当局及び産業界によって承認されたことを意味するものではありません。

著作権

文書による出版者の事前了解なしに，この規格のいかなる形の複写・転載も行ってはなりません。

この規格の著作権は，全て一般社団法人日本電気協会に帰属します。

Disclaimer

This standard was developed and approved by the Nuclear Standards Committee of JEA in accordance with the Standards Committee Rules, which assure fairness, impartiality and transparency in the process of deliberating on a standard. The Committee was composed of individuals competent and interested in the subject and elected, maintaining the balance of the organizations to which they belong as specified in the Rules, although any interested person was provided the opportunity to participate in the deliberation. Furthermore, the standard proposed by the Committee was made available for public review and comment, providing an opportunity for additional input from industry, academia, regulatory agencies and the public-at-large.

The Nuclear Standards Committee of JEA accepts responsibility for interpreting this standard but does not accept responsibility for detriment caused by any actions based on this standard during construction, operation or decommissioning of facilities. The Nuclear Standards Committee does not endorse or approve any item, construction, device or activity based on this standard. In addition, the Nuclear Standards Committee neither takes any position with respect to the validity of any intellectual property rights such as patent rights or copyrights asserted in relation to any items mentioned in this document, nor assumes any

liability for any infringement of intellectual property rights resulting from the use of this standard. All such liabilities lie with the user.

Participation by regulatory agency representative(s), and by industry-affiliated representative(s) or person(s), is not be interpreted as government or industry endorsement of this standard.

Copyright

No part of this document may be reproduced in any form, without the prior written permission of the publisher. Copyright © 20XX Japan Electric Association All Rights Reserved.

添付3　数式の表記方法

1．量記号，変数，添字の字体を区別する。

2．数式等において，計算結果を表示する単位は，（　）で囲む。

例：丸棒の体積　$V = L \times \pi r^2 = 50$ （cm^3)

3．量記号等の説明は箇条書きとする。かっこ内の表現例は使わない。

例：　V **：体積**　(cm³)　　（　V **：　体積とする。）**

L **：長さ**　(cm)　　（　L **は，長さ** (cm) **である。）**

r **：半径**　(cm)　　（　r **は，半径** (cm) **）**

4．数式を文字で表現しない。

（悪例：“　体積　＝　面積×高さ　”等）

5．量記号，変数などに，“○○”，“□”などのような記号を使用しない。

必ず，アルファベット等を使用する。

6．直立体，斜体の使用の区分

添付４　アルファベット文字の「直立体・斜体」の使用区別　を参照。

（原稿の活字の都合で区分できなくてもよいが，可能なら区分して下さい。）

添付4　アルファベット文字の「直立体･斜体」の使用区別

１．直立体を使用する場合

(1)　単なる指示のためのもの　例：A項の(a)，　A図，
　　図中の点や範囲を示す記号（△ＡＢＣ，Ｂ点から垂線）

(2)　単位記号　例：m（ﾒｰﾄﾙ），N（ﾆｭｰﾄﾝ），W（ﾜｯﾄ），ｋｇ（ｷﾛｸﾞﾗﾑ）

(3)　化学記号　例：He（ヘリウム），Na（ナトリウム）

(4)　定数記号（数値が一般に決められているもの。）　例：π

(5)　関数記号　例：log(対数記号)，　d (微分記号 dx の d の部分)，　sin

(6)　量記号の添字（ただし，物理量を表すものとしての添字以外のもの。）

２．斜体を使用する場合

(1)　量を表す記号

例：　V（体積），　t（時間），　v（速度），　I（電流）

(2)　変数の記号

例：　x ，y ，z

(3)　物理量を表すものとしての添字

例：　V_n ，T_a

“　V_n ，T_a　”等の表記における添字の“　n，a　”などをワープロ活字で表記する場合，添字としての文字サイズにできない場合には，　V・n ，　T・a の様に読んでしまう場合があります。
ワープロ使用の際は分かりやすく表記して下さい。

３．数字は，すべて直立体

１，1，２，2，３，3，　L_0 ，　L_1 ，　L_2 ，　V_3 ，　V_4 ，　V_5

４．使用例の実際

(1)「長さ L，半径 r の棒の体積 V は，$V = L \cdot \pi r^2 = 50$ （cm³）」
　　〔単位の cm³ は，( ) で囲む。〕

・直立体を使用する活字：　π，cm³

・斜体を使用する活字　：　V ，　L ，　r

(2) $\cos\theta$ ，　$\sin\omega t$

添付5　文章･用語等の書き表し方

この記載事項は，JIS Z 8301「規格票の様式　付属書２」に準拠しており，以下の内容のほとんどがこれをまとめたものです。

詳細は，この JIS 及び「公用文の書き表し方の基準 (資料集) 」 (文化庁編集) を参照。）

１．使用漢字

常用漢字表に記載のものとする。ただし，引用した規格などに，常用漢字以外が使用されている場合には，そのまま使用する。

例：・日本電気協会の規程・指針類の読点には，「,」を使用している。

・引用の法律・規格類に「､」が使用されていれば，規程・指針類の規程の文章の中であっても原文をそのまま引用している部分には，読点の「､」を使用する。

２．送り仮名

単独の語＊活用なし	名詞：送り仮名付けず		男　女　何　彼 ¦ 例外：幾ら，後ろ，斜め，回り，自ら，一つ，二つ，幾つ
	活用のある語から転じた名詞は元の語による		動き，当たり，代わり，
	活用のある語に接尾語がついてできた名詞		大きさ，確かさ，重み，
	他の語を含む副詞，連体詞，接続詞の場合		併せて（併せる），至って（至る）， 絶えず（絶える），例えば（例える） 辛うじて（辛い），互いに（互い） 少なくとも（少ない），必ずしも（必ず）
複合語	活用あり	送りを付ける	組み込む，締め付ける，取り付ける，取り扱う 流し込む，抜き取る，
	活用なし	送りを付ける	日当たり，組み込み，取り付け
		誤読のおそれがないときは，送りを省略可	日当り，組込み，受入れ，打合せ，切捨て，組合せ，仕分，取扱い，引渡し
		慣用になっているものも送りを省略	割合，受付，取扱注意，組立，引張試験 抜取検査，取扱説明書，組立工程

３．漢字を使わない接続詞，使う接続詞等

漢字を使わない接続詞等	漢字を使う接続詞等
なお（尚），また（又），したがって（従って）， かつ（且つ），あるいは（或いは），ように（様に） ただし（但し），とともに（と共に），ごと（毎） おそらく（恐らく），おいて（於いて）， すなわち（即ち），のとおり（の通り）， のこと（の事）	必ず，更に，少し，既に，特に 再び，全く，最も，及び，又は 並びに，若しくは， 直ちに，至って，例えば， 辛うじて，互いに，

４．数字

原則としてアラビア数字を使用

例外：・三つめきり，３本一組　　：一つ　二つと読むとき
　　・一般的　　：数の概念が薄いとき
　　・十数倍　　：概数を表記
　　・２万回　　：大きな数でｱﾗﾋﾞｱ数字と併用
　　・一酸化炭素，二等辺三角形：慣用となっているもの
　　・二乗

５．用語が常用漢字にないもの

他の漢字，言葉に置き換える	仮名書きにする。
矩形→長方形，輻射→放射，漏洩→漏れ 脆性→もろさ，鋸歯状波→のこぎり波 鋲→リベット，鉱滓→スラグ 尖頭値→ピーク値	歪→ひずみ，煉瓦→れんが， 明瞭度→明りょう度，汎用機関→はん用機関 燐光→りん光，砥石→と石，碍子→がいし 漏洩→漏えい

６．限定，接続詞の使用方法

(1)「及び」・「並びに」，「又は」・「若しくは」の前後の言葉は，必ず対比できる表現になっていること。

悪例：○鉄鋼品のすべての表面（削り又は穴をあけたものを含む。）を・・・・
　　○・・・・を加熱し又は撹拌する場合には，・・・・

(2) 一つの文章中に，「及び」・「並びに」，「又は」・「若しくは」を多用しない。

多用すると判読が困難。誤読のおそれもある。その場合，極力箇条書きにするなどの工夫をする。

ａ.“ 及び ”,“ 並びに ”,“ など ”

例：「表１及び表２」，「形状，寸法及び質量」
　　「膨れ，はがれ，割れなどがないこと」
　　「形状，寸法及び質量並びに許容差」

ｂ.“ 又は ”,“ 若しくは ”,

例：「すずめっき又は亜鉛めっき」

「すずめっき，亜鉛めっき又は焼付け塗装」

「すずめっき若しくは亜鉛めっきをするか，又はフタル酸樹脂によるはけ塗り塗装若しくは吹きつけ塗装」

（名詞表現での選択のときは，「・・・Ａ又はＢを・・・」とするが，長い文章表現での選択のときは，「・・・するか，又は・・・する場合」でもよい）

c．“ 場合 ”，“ とき ”，“ 時 ”

(a) 限定条件を示すのに用いる。ただし，限定条件が二重にある場合には，大きい条件に“ 場合 ”，小さい条件に“ とき ”

例：・温度計測法の場合には，・・・

・電動機を無負荷で運転するとき，・・・・

・図と表が互いに関連しあっている場合，表が明らかに従属しているときには，

(b) “ 時 ”は，時期や時刻をはっきりさせる必要がある場合

例: 加熱を開始した時から・・・

d. “ なお ”，“ また ”，“ ただし ”

(a) “ なお ”，“ また ”は，主に，本文中で補足的事項の記載に使用。

“ なお ”を使用するときは，改行する。ただし，“ ただし ”で始まる文章中に“ なお ”を使用するときは，改行しない。

(b) “ ただし ”は，主に，本文中で除外例又は例外的事項の記載に使用。

使用するときは，改行しない。

７．記述記号の使い方（例）

(1) ・ （中点） ：名詞を並列する場合など，コンマで区切ったのでは，文章が読み難い場合や，全体の関係が不明になる場合

例 ：「材料・寸法・質量」，「繰り返し符号・区切り符号」など

悪例：「材料・寸法及び質量」

(2) ： （コロン） ：式又は文章中に用いた用語・記号を説明するとき

例 ： Ｌ ：起点からの距離

※印：計測不要

(3)「 」（かぎ括弧）：語句を引用する場合，文字・記号・用途などを特に明らかにする必要がある場合

（なお，ＪＩＳでは，“ ”を使用し，「 」を使用しないこととしている。）

(4)〔 〕（角括弧） ：二重かっこに使う。

例 ： ○○〔△△△(○○○)△△△。〕○○

８．文章の末尾の意味

意味の区別	末尾に使う語句の例
指示又は要求	・・・（し）なければならない。 ・・・する。 ・・・とする。 ・・・による。
禁止	・・・（し）てはならない。 ・・・（し）ない。
推奨	・・・することが望ましい。 ・・・するのがよい。
緩い禁止	・・・しないほうがよい。
許容	・・・（し）てもよい。 ・・・差し支えない。
不必要	・・・する必要がない。 ・・・しなくてもよい。
可能	・・・できる。
不可能	・・・できない。

添付6　外来語の表記

1．長音記号「ー」の使用方法

語の終わりが，－er, －or，－ar などは，学術用語に準拠するが，長音符号“－”は省略してよい。

・長音符号“ー”を省略する場合の例

原則	例
1　その言葉が3音以上の場合には，語尾に長音符号を付けない。	エレベータ (elevator)
2　その言葉が2音以上の場合には，語尾に長音符号を付ける。	カー (car) カバー (cover)
3　複合語は，それぞれの成分語について，上記1又は2を適用する。	モータカー (motor car)
4　上記1～3による場合で，(a) 長音符号で書き表す音，(b) はねる音，及び(c) つまる音は，それぞれ1音と認め，(d) よう(拗) 音　は，1音と認めない。	(a) テーパ (taper) (b) ダンパ (damper) (c) ニッパ (nipper) (d) シャワー (shower)

（注）1．ＪＩＳでは，この区分は目安のようで，各分野の学術用語に従うこととしている。長音“ー”を付けるか否かの厳格な区分は，困難とのこと。

2．原稿作成の場合，一つの表記で全頁にわたって統一する。

（次の2．以降は，削除するか，最近のＪＩＳに合わせて変更が必要である。）

2．イ列・エ列の音の“ア”音は，“ヤ”と書かない

例　：ピアノ線（piano wire），　バイアス（bias)

例外：ダイヤモンド(diamond)，ダイヤル(dial)，タイヤ(tire)

ベニヤ(veneer)，ワイヤ(wire)，コンベヤ(conveyor)

3．“ファ”→“ハ”，“フィ”→“ヒ”，“フェ”→“ヘ”，“フォ”→“ホ”

“ヴァ”→“バ”，“ヴィ”→“ビ”，“ヴ”→“ブ”，　“ヴェ”→“ベ”，

“ヴォ”→“ボ”　　のように記す。

例　：セロファン→セロハン，ヴァイオリン→バイオリン

・ただし，原音の意識が残っているものは，例外とする。

例外：ファイル，フィルタ，フェルト，

4．“ティ”→“チ”，“ディ”→“ジ”（“ヂ”は，外来語を表すのには使わない。）

例　：ラジオ（radio)，チンキ(tinc)

・ただし，原音の意識が残っているものは，例外とする。

例外：コーティング，ビルディング，ディーゼル (×ヂーゼル)

5．“シェ”→“セ”,“ジェ”→“ゼ”とする。

例　：セラック，ゼリー

・ただし，原音の意識が残っているものは，例外とする。

例外：シェード，ジェットエンジン

6．“ウィ”→“ウイ”,“ウェ”→“ウエ”,“ウォ”→“ウオ”

例　：ウインチ，ウエーブ，ストップウオッチ

例外：スイッチ，サンドイッチ（“ウ”を落とす習慣のあるもの）

7．英語の語尾が，gy,py ，ドイツ語の語尾 gie,pie などは,“ー”とする。

例　：エネルギー（energy），エントロピー (entropy)

8．“テュ”→“チュ”,“デュ”→“ジュ”

例　：テューブ→チューブ，モデュール→モジュール

9．“フュ”→“ヒュ”,“ブュ”→“ビュ”

例　：フューズ→ヒューズ，レブュー→レビュー

10．“ン”,“ッ”を使ったものは，使用しない。

例　：チャンネル→チャネル，ルミネッセンス→ルミネセンス

ロッシェル塩→ロシェル塩

例外：コンマ，シャッタ，カッティング，陰極スパッタ，ラッカー

添付7　文章のレイアウトサンプル等

1．表記のレイアウト例

○○○，○○○○○○○○○，○○○○○○○○○○○○○○○○○○○，○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○。

1．1　さらに，ただし，ただし，したがって，また，なお　等の使用位置

○○○○○，○○○○○○○○○○○○○○〔○○○○○○（○○○○○○）○○○〕○○○○
○○○○○○○○○○○○。さらに，○○○「○○○『○○○』○○○○」○○○○○○○○○○
○○○
○○○○○○○○○○○○○。ただし，○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○。したがって、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○。また，○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○JIS Z 8301 規格票の様式 ○○○○○○○○○○○○。

なお，○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

1．2　また，又は，及び，若しくは，並びに　等の使用例，記号の使用方法

○○○○○○○○○○○○○○○，また，○○○○○○○○○○○○○○。

a）○○○○A，B，C，又はD○○○○○○○○○○○○A，B，C，及びD○○○○○○○○
○○○。

b）○○○○○×××すること及び×××することは，○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○であるか，又は○○○○○○○○○である。

c）○○○○○○○○○○○○○○○A_1若しくはA_2又はB_1若しくはB_2○○○○○○○○○○○
○○A_1及びA_2若しくはB_1及びB_2○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

1）○○○○○○○○○○

1.1）○○○○○○○○○○○○○○○○。

1.2）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

2）○○○○○○○○○○○○

3）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3.1) ○○○○○○○○○

3.2) ○○○○○○○○○

d）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

（一行開け）

2．○○○○

a）○○○。

例1．○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

例２．○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

ｂ）○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

参考　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

３．数式の表記位置

○○○，○○○○○○○○○，○○○○○○○○○○○○○○○○○，○○○○○○○○○○○○○○計算式は，○○○○○○○○。

$\vdots\leftarrow - \rightarrow\vdots\ V = L \cdot \pi r^2$

数文字分　　ただし，　V：円柱の体積（cm^3)

↑　　L：円柱の長さ（cm）

｜　　r：円柱の半径（cm)

説明の開始位置

４．表の記載方法例

○○○，○○○○○○○○○，○○○○○○○○○○○○○[(1)]○○○○○○，○○○○○○○○○○○○○表１－１○○○○○○○。

表 1-1　　寸法表　　（単位　cm）

○○○　　○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○○○○○
○○○○○○○○	○○○	○○○	—	○○○	○○○	○○○
○○○○○○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	—	○○○

注[(1)]　○○○○○○○○○○○○○○○○

備考　１．○○○○○○○○○○○○○○○

２．○○○○○○○○○○○○○○○

３．○○○○○○○○○○○○○○○

添付8　その他，避けたい文章表現の例

１．「及び」，「又は」の使用例

①想定される外部人為事象に対し，施設の安全性を損なうことなく，及び第三者の不法な接近等に対し，これを防御するため，適切な措置を講じた設計であること。

②安全保護系は，その設置された場所において適切と考えられる設計用地震力に充分耐えられる設計であること，及びこれ以外の予想される自然現象によって施設の安全性が損なわれない設計であること。

③鋳鉄品のすべての表面（削り又は穴をあけたものを含む。）・・・・・・

④使用最大内圧及び外圧

理由：・使用最大内圧及び使用最大外圧　又は

・外圧及び使用最大内圧　　のどちらの意味か？

⑤電線が他の工作物と接近し，又は交差する場合・・・・・・・

⑥地中弱電流電線路から十分離し，又はその他の適当な方法で施設しなければならない。

⑦ケーブルは堅牢な管又はトラフに収め，又は人が触れるおそれがないように施設すること。

２．修飾の仕方

・黒いライニングをした管

（黒いライニング，をした管　又は　ライニングをした，黒い管　　？）